

# 電子申請・届出サービスによる報告のご案内

県では、汚濁負荷量測定結果について、効率化を図るため「電子申請・届出サービス」による電子報告をお願いしております。つきましては、「電子申請・届出サービス」による電子報告にご協力いただける場合は、下記の手順により報告をお願いいたします。

※電子申請・届出サービスのシステムの改修により、平成29年11月1日より新システムが運用されております。

## 手順1 利用者ID等を登録します

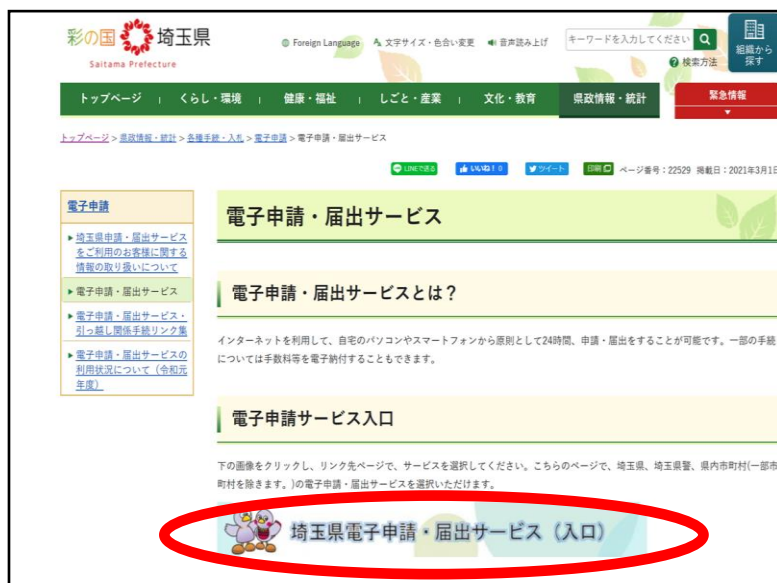
① 埼玉県公式ホームページの「電子申請・届出サービス」のページにアクセスします。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0105/emado/index.html>

[ トップページ (中段) 情報を探す 電子申請・届出 ]



② 「電子申請・届出サービス」のページ内にある「電子申請・届出サービス」入口のボタンをクリック→「電子申請・届出サービス」のシステムにアクセスします。



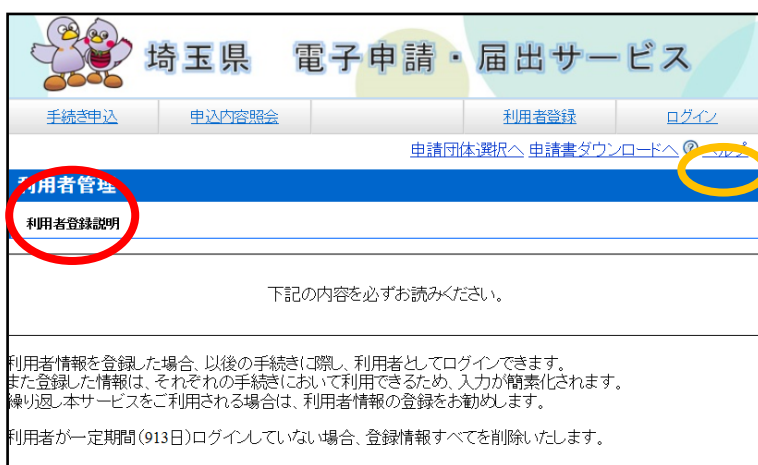
- ③ 「電子申請・届出サービス」システム内の「埼玉県への申請・届出」ボタンをクリック  
→「申請・届出メニュー」へアクセスします。



- ④ 「申請・届出メニュー」から「利用者IDの取得・変更」ボタンをクリック  
→「利用者情報管理メニュー」へアクセスします。



- ⑤ 「利用者情報管理メニュー」から「利用者IDを取得する」ボタンをクリックすると、登録画面へ移ります。



- ※ 利用者IDの登録方法等についてご不明な点がございましたら、「ヘルプ」(図の枠線内)をご覧ください。

## 手順2 汚濁負荷量測定結果の報告様式（電子報告用）を記入します

- ① 埼玉県公式ホームページ「工場・事業場の排水規制（総量規制、汚濁負荷量測定結果報告）」から、「報告様式（電子報告用）」をダウンロードします。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/odaku.html>

〔トップページ > くらし・環境 > 環境・エコ > 水環境 > 工場・事業場等の規制（水質関係）  
> 工場・事業場の排水規制（総量規制、汚濁負荷量測定結果報告）〕

1) 電子申請・届出サービスによる報告

- 電子申請・届出サービスが、平成29年11月より新システムへ移行されました。
- 「[電子申請・届出サービスによる報告のご案内（PDF：995KB）](#)」を参考にして、手続きをしてください。

※旧システム時で使われていた利用者ID等は、新システムでは使えません！  
大変御手数ですが、まず[新システムにおける利用者登録の手続き](#)から始めてください。

【報告手順】

(1) 次の汚濁負荷量測定結果の報告様式（電子報告用）（エクセル形式）をダウンロードし、パソコン等  
(2) 「報告書記入方法」にしたがって報告様式に測定結果等を入力します。  
(3) 入力完了後、説明シート内の「提出用の報告書の作成」ボタンを押し、報告用ファイルを作成して保存  
(4) 「電子申請・届出サービス※」を使用して報告書を提出します。電子申請・届出サービスでの手続きは

[埼玉県/電子申請・届出サービス（手続名：汚濁負荷量測定結果報告）](#)

※使用方法については電子申請・届出サービスの利用方法を確認してください。  
[埼玉県/電子申請・届出サービス利用方法](#)

【報告様式】

[上期分（4月～9月）報告様式（電子報告用）（エクセル：279KB）](#)

[下期分（10月～3月）報告様式（電子報告用）（エクセル：281KB）](#)

【報告書記入方法】

[入力説明（電子報告用）（PDF：167KB）](#)

【注意事項】

- ② 「入力説明（電子報告用）」に従って「報告様式（電子報告用）」に測定結果等を入力します。
- ③ ②で作成した「報告様式（電子報告用）」をご自分のパソコン等に保存します。

### 【備考】

- 1 電子報告用の報告様式には「チェックデジット」と呼ばれる番号を記入する欄がありますが、**初めて電子申請により報告する場合に限り、記入は不要**です。  
次回以降は、県から送付される電子メールに「チェックデジット」が記載されていますので、所定の欄に「チェックデジット」を入力してください。
- 2 **初めて電子申請により報告する場合に限り、「説明シート」内の「提出用の報告書の作成」ボタンを押す必要はありません。**  
次回以降は、入力完了後、「提出用の報告書の作成」ボタンを押して提出用の報告書を作成してください。

### 手順3 報告書を提出します

- ① 手順2でアクセスした埼玉県公式ホームページ「工場・事業場の排水規制（総量規制、汚濁負荷量測定結果報告）」の画面を表示します。
- ② 「埼玉県/電子申請・届出サービス（手続名：汚濁負荷量測定結果報告）」のリンクをクリックします。

1) 電子申請・届出サービスによる報告

- 電子申請・届出サービスが、平成29年11月より新システムへ移行されました。
- 「[電子申請・届出サービスによる報告のご案内（PDF：995KB）](#)」を参考にして、手続きをしてください。

※旧システム時で使われていた利用者ID等は、新システムでは使えません！  
大変御手数ですが、まず[新システムにおける利用者登録の手続き](#)から始めてください。

**【報告手順】**

- (1) 次の汚濁負荷量測定結果の報告様式（電子報告用）（エクセル形式）をダウンロードし、パソコン等
- (2) 「報告書記入方法」にしたがって報告様式に測定結果等を入力します。
- (3) 入力完了後、説明シート内の「提出用の報告書の作成」ボタンを押し、報告用ファイルを作成して保存
- (4) 「電子申請・届出サービス※」を使用して報告書を提出します。電子申請・届出サービスでの手続きは

[埼玉県/電子申請・届出サービス（手続名：汚濁負荷量測定結果報告）」](#)

※使用方法については電子申請・届出サービスの利用方法を確認してください。

[埼玉県/電子申請・届出サービス利用方法](#)

**【報告様式】**

- ③ 手順1で登録した「利用者ID」と「パスワード」を入力し、電子申請・届出サービスシステムにログインします。

手続申込

手続名	汚濁負荷量測定結果報告
受付時期	2017年11月6日15時30分～

[利用者登録せずに申し込む方はこちら](#) [利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

パスワード

メールアドレス変更の際は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。 [パスワードを忘れた場合はこちら](#)

- ④ 電子申請・届出サービスシステムの案内に従って必要事項を入力後、手順2で作成して一度パソコン等に保存しておいた「報告様式（電子報告用）」をシステムに添付して提出します。

以上で電子申請・届出サービスによる報告は完了です。

「電子申請・届出サービス」システムについてご不明な点等ございましたら、「電子申請・届出サービス」システム内の「ヘルプ」で確認することができます。